

第7回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和元年11月1日(金) 午後2時10分 ～ 午後4時10分

2、開催場所 市役所 5階大会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 4番 木下 英春 委員 10番 山口 和子 委員

- ②第2 報告第 9 号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 報告第 10 号 農振法第13条の規定による変更申請について(軽微な変更)
 議案第 27 号 農振法第13条の規定による変更申請について(除外)
 報告第 11 号 農地法第4条適用除外の証明願いについて
 議案第 28 号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 29 号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
 議案第 30 号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 31 号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸
局長補佐	星野 晃希
書記	峰松 一実
書記	植松 優太

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	席順	委員名	出欠
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
参加者なし	

7. 会議の概要

事務局	<p>只今から第7回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全員の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。4番木下委員と10番山口委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>先月の総会で保留としていた議案第26号の番号3、4、5について報告します。先月の総会では、借り手が鮎越の〇〇〇〇さんとなつていましたが、地区外から来て耕作されることに対して、周囲は地元の方に任せて欲しいとのことでした。そこで会長、副会長、生産組合長と地元の方との話し合いを通じて、納得いただきましたので〇〇さんの方に耕作をお願いしたいと思います。以上報告です。</p> <p>それでは慣例により、会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。本日の議題は議案3件と報告1件であります。</p> <p>早速、審議に入ります。報告第8号「農地法第18条6項の規定による解約報告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁から3頁をご覧ください。報告第9号について説明いたします。記載のとおり13件となっています。合計27筆で面積が37,232.50平米となっています。内訳は田が18筆で、28,508.50平米です。畑は9筆で、8,724平米となっています。解約事由は双方合意による借人変更のためが9件。農地中間管理事業への移行のためが1件。農地法第5条申請のためが1件。農地法第3条申請のためが2件となっております。なお、借人変更のための9件のうち8件と農地中間管理事業への移行のための1件は今総会に新たな借人の申請が31号議案に諮られており、農地法第5条申請のための1件と農地法第3条申請のための2件は議案第28号と30号に上がっています。借人が決まっていない1件については、来月の総会に上がってくると思います。次の借り手の方がほぼ決まっているようです。以上で報告第9号の説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の説明について何か質問はありませんか。</p>
9番委員	<p>議案番号9、10、11、12についてですが、貸し手と借り手の苗字が一緒なので家族内での解約だと思いますが、手続き上どういった意味があるのですか。</p>
事務局	<p>これは農業者年金の経営移譲されていた分です。経営移譲されてから10年が経過しましたので、契約を解除して新たな借り手の方に耕作をお願いされています。</p>
議長	<p>次に報告第10号「農振法第13条の規定による変更申請について(軽微な変更)」について農政係より説明をお願いします。</p>
農政係	<p>農林水産課で農振法の手続き関係を担当しています永石です。よろしくお願いいたします。それでは今回農業振興地域整備計画の内、農用地利用計画の軽微な変更が2件上がってきていますので、報告第10号といたしまして、農振法第13条の規定による変更についてご説</p>

	<p>明いたします。お手許の総会議案・説明資料は4ページ、位置図は8ページと9ページをお開きください。番号1について説明します。場所は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地の一部、3,480㎡の内の180㎡について、農業用倉庫として使いたいということです、用途区分の変更を行うところでございます。申請人は所有者である〇〇〇〇さんです。あとは記載のとおり関係機関の同意は隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員から取られています。理由は既存の倉庫が先般の台風等で若干壊れたこともありまして、少し手狭なことがあったため、既存の倉庫の横に新設したいということです。</p> <p>続きまして番号2について説明します。場所は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地の一部、310㎡のうちの40㎡です。申請人は所有者である〇〇〇〇さんです。これにつきましても関係機関の同意は取られています。理由ですが、申請地は果樹園でみかんを作られています、ここに倉庫があった方が農作業をしやすいからということです。(収穫したミカンをその都度運ぶ手間がなくなるということです。)この間、1番と2番につきましては申請日が違っていましたので、2回に分けて公告を行っています。1番については10月2日付の鹿島市公告第14号で公告し、4日付で申請人さんには通知をしています。また2番の案件については10月4日付の鹿島市公告第15号で公告しまして、7日付で申請人の方に通知を行っています。なお、この2件につきましては、この後の報告第11号農地法第4条適用除外として出されておりますので、よろしくお願ひします。以上で報告案件を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>2件説明をしていただきました。質疑に入ります。皆さんから何かありませんでしょうか。何も無いようですので、報告第10号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは次に移らせていただきます。議案第27号「農振法第13条の規定による変更申請について(除外)」を議題といたします。また農政係より説明をお願いします。</p>
<p>農政係</p>	<p>続きまして農振法第13条の規定による除外申請ということで、今回7件出されておりますので第27号議案として説明させていただきます。議案書は5ページ、位置図は1ページから7ページをご覧ください。</p> <p>番号1について説明します。場所は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地、〇〇〇番地で2筆合計3,657㎡です。変更の目的は太陽光発電施設で、申請人は所有者である〇〇〇〇さんです。関係機関の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からそれぞれ取られています。意見書につきましては農協の方にも提出をお願いしておりまして、10月29日付けで同意する旨で回答をいただいています。周囲の状況ですが、北と東が隣接農地で南と西が道路となっています。周辺農地は荒廃が進んでおりまして、周囲への営農の影響は無いと判断しております。申請理由ですが、当該申請地は過去に畜舎用地として利用されていた経緯があり、その後廃業され、申請人が一旦は営農目的で農地を買われました。しかし、畜舎の地盤には厚いコンクリートが打設されていたため、営農できる状態ではなかったということでありまして、今後も農地としての利用が見込めないことから、今回太陽光発電施設の建設が計画をされたものです。農地以外での代替地の検討をお願いしましたが、この土地以外に代替地になる土地が無かったため、断念されています。これによりまして3,657㎡を除外することになります。</p> <p>続きまして2番について説明します。位置図は2ページになります。場所は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地です。531㎡で、変更の目的は植林です。クヌギを75本程度植える計画です。申請人は所有者である〇〇〇〇さんです。関係機関の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からそれぞれ取られています。意見書につきましては農協の方から同意する旨の回答をいただいています。周囲の状況は北と東が隣接農地、西と南が里道と県道という状況です。ここも周辺は荒廃が進んでおり、周辺への営農への影響は無いと判断しております。申請理由ですけれども、現地確認調査に行かれた方はお分かりだと思いますが、当該申請地は若干柿の木やミカンが若干生えている状況ですが、営農には供されておられません。今後も農地として維持管理していくことが申請人の方も高齢ということで難</p>

しいとのことから植林される計画をされています。

続きまして3番です。位置図は3ページになります。場所は〇〇字〇〇〇〇〇番地の838㎡です。変更の目的は資材置場です。申請人は所有者の〇〇〇〇さんです。関係機関の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からそれぞれ取られています。意見書につきましては農協の方からも同意する旨の回答をいただいています。周囲の状況は北と南が隣接農地、東が道路、西が山林となっています。周辺農地は営農されていなく、荒廃しておりますので、営農への影響は特に無いと判断しております。申請理由は、当該申請地については以前は畑として利用されていましたが、現在は耕作されておらず、造園業者の資材置場として利用されています。このように法手続きをせずに貸していた状態であったため、今後も引き続き資材置場として利用する旨の計画が出されておりますので、正式な手続きを踏んだ上で利用する申請をされています。このようなことから始末書が添付されています。

続きまして4番です。位置図は4ページになります。場所は〇〇字〇〇〇〇〇番地の2,291㎡です。変更目的は太陽光発電です。申請人は〇〇〇〇株式会社で、この会社が転用を計画されます。所有者は〇〇〇〇さんで、〇〇市在住の方です。関係機関の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からそれぞれ取られています。意見書につきましては農協の方からも同意する旨の回答をいただいています。周囲の状況は北、東、南が隣接農地となっていて、西は道路となっています。ここも周辺農地は荒廃しております。周辺農地への影響は無いと判断しております。申請理由は申請農地が農地として利用されておらず、荒廃が進行し、今後も農地としての活用が見込めない状況であったため、太陽光発電施設の建設計画がありまして、周辺の山林での代替地等の検討もされましたが、農地の売却や立地条件から断念をされ、この地となりました。必要面積を農振地から除外するものでございます。

続きまして5番です。位置図は5ページになります。場所は〇〇字〇〇〇〇〇番地の一部で、689㎡の内の75.48㎡です。変更の目的は物置小屋で、申請人は所有者である〇〇〇〇さんです。関係機関の同意としては、申請地が農地の一部であるため隣接農地はございません。区長・生産組合長、担当農業委員から取られています。意見書につきましては農協の方から同意する旨の回答をいただいています。周囲の状況は北と東が申請農地の残地、南が道路、西が水路を経て道路となっています。周辺農地への営農の影響は無いと判断しております。申請理由としては申請地ではミカンの栽培をされていますが、一部に廃屋となった小屋の鉄骨が残っておりまして、そこをイノシシ駆除の拠点(道具等の保管場所)として利用する計画になりまして、周辺で代替地の検討をされましたが、近くに適当な場所が無かったため、この場所となっています。ここにつきましても小屋が建てられている状況でしたので、ご本人に来ていただきまして事情説明をしていただき、始末書の方を添付してもらっています。

続きまして、位置図は6ページをご覧ください。6番ですが、場所は〇〇字〇〇〇〇〇番地の一部と戊〇〇〇番地の一部です。2筆合わせて72.53㎡です。変更目的は携帯電話の無線基地局ということです。申請人は所有者の〇〇〇〇さんです。関係機関の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員から取られています。農協からも同意する旨の意見書が出ています。周囲の状況は北と東が申請農地の残地、南が市道、西が現況は道路となっていますが、雑種地です。周辺農地への影響は無いと判断しております。申請理由は周辺地域住民へのデータ通信サービスの向上を目的に携帯電話の無線局(今回は〇〇〇〇)が設置される計画となり、現在建設中です。これに要する面積を農振地から除外するものです。この案件につきましては農業振興地域の整備に関する法律施工規則第4条5の21という項目に電気通信事業法に供される土地に該当いたしますので、着工後の除外手続きで良いということになっています。農地法においても転用許可不要案件となっていることを申し添えます。

続いて最後の7番です。位置図は7ページになります。場所は〇〇字〇〇〇〇〇番地、

	<p>〇〇〇番地、〇〇〇番地、〇〇〇番地で、4筆合わせまして面積が15,267㎡となります。変更の目的は植林です。スギ3,800本程度を植える計画になっています。申請人は所有者の〇〇〇〇さんです。関係機関の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からそれぞれ取られています。意見書につきましては農協の方から、同意する旨の回答をいただいています。周囲の状況は北、南、東、西それぞれに農地がありますが、同意は取られています。現在樹園地(畑)としての機能は果たしていない状況で、周辺農地も同じような状態であり、営農への影響は無いと判断しております。申請理由は現在耕作に供されておらず、所有者も農業に従事されていない方ですので、今後農地として維持管理していくことは困難であり、周辺への影響も考慮して植林する計画になったものでございます。</p> <p>以上7件の除外申請についての説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>議案第27号は除外申請ですので、採決を1つずつ取りたいと思いますが、質疑も一括ではなく、1つずつ処理していきます。</p> <p>説明がありましたが、番号1について質疑のある方はお願いします。ありませんか。無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成として扱います。</p> <p>2番について何か質問はありませんか。無いようなので採決を取ります。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成として扱います。</p> <p>3番について何か質問はありませんか。ございませんか。無いようでございますので、採決を取ります。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成として扱います。</p> <p>4番について何か質問はありませんか。ございませんか。無いようでございますので、採決を取ります。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成として扱います。</p> <p>5番について何か質問はありませんか。</p>
10番委員	<p>事前の現地の確認に行きましたが、ここはミカン畑の中に農業用倉庫というか物置小屋というか、以前から建っていたのですか。</p>
農政係	<p>もともと所有者の方が別の用途、豚舎の計画で建てようとしていたようですが、完成には至っていませんでした。それを今回イノシシ駆除の拠点として改装されて利用したいとのことでした。下のコンクリートと鉄骨が残っていたので、それを再利用して安い材料を使って壁や屋根を整備されています。</p>
10番委員	<p>農業用として、例えばコンテナを入れたりしての利用はないのでしょうか。今後も物置小屋ということで農業用倉庫としての利用は全然されないのでしょうか。何かそういう利用があれば、農業用倉庫でも良いのではないかと思います。</p>
農政係	<p>ケースによっては農業用倉庫と捉えることも出来るとは思いますが、イノシシ駆除をするための道具置場とのことですので、営農目的とは判断できませんでしたし、農業委員会事務局とも相談をしまして、今回除外をしております。</p>
10番委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>あくまでもイノシシ駆除のための道具置場での申請です。用途が変わるようなことがあれば(例えば作戦会議上や集会場)、改めて転用の申請をしてもらうことを申請者には伝えておいてください。</p> <p>他に質問はありませんか。</p>

議長	ここで担当委員より説明をお願いします。
10番委員	ここも〇〇〇〇不動産がお世話をされているところで、10月の総会で出たところの隣の隣になります。
議長	只今の説明について何か質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 続いて2番について説明をお願いします。
事務局	番号2について説明いたします。位置図は11頁をご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目は田ですが、現況地目は畑になっています。登記面積は846平米です。譲受人は〇〇区で〇〇〇〇〇〇業をされている(有)〇〇〇〇の代表取締役〇〇〇〇さんです。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん71歳、会社員の方です。転用の目的は事務所・コンテナ倉庫設置及び駐車場で、施設の概要は事務所1棟35.90平米、コンテナ倉庫3棟44.20平米、10台分の駐車場125平米と通路その他が640.90平米となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが東と西は道路、南は畑、北は宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。現在申請地の北側で営業されていますが、手狭になってきており、今回の申請をされています。番号2の説明は以上です。
議長	ここで担当委員より説明をお願いします。
3番委員	現地の現況は畑になっていますが、今は何も耕作をされていない状況です。〇〇〇〇〇〇業者の方から駐車場が足りないということで相談があつて今回転用をされるようです。
議長	只今の説明について何か質問はありませんか。
11番委員	ここは反当りいくらになっていますか。
事務局	反当り〇〇万になります。
3番委員	申請地の東側の田が、埋め立てしてありますがそこは申請を受けてるのですか。
事務局	その農地の件についての話は聞いておりません。もしかしたら〇〇〇〇〇〇地区の圃場整備が関係していると思いますので、後で農山漁村課に確認してみます。
議長	他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 続いて3番の説明をお願いします。
事務局	番号3について説明いたします。位置図は12頁をご覧ください。土地の所在は大宇〇〇字〇〇〇〇番地、及び〇〇〇番地の2筆でございます。登記地目・現況地目は2筆共に畑となっています。登記面積はそれぞれ592平米と281平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん49歳、会社役員の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん91歳、無職の方です。転用の目的は貸駐車場、施設の概要は大型車9台分の駐車場320.50平米と通路その他が552.50平米となっています。〇〇〇〇さんが会社に駐車場を貸す形を取られています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東と西と南は道路、北は畑となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件も有りとなっています。道路法24条工事申請がされています。番号3の説明は以上です。
議長	ここで担当委員より説明をお願いします。
2番委員	ここは現況みかん畑になっています。広い駐車場スペースが欲しいということで今回転用をされるそうです。ただ、隣が線路となっているのでそこは注意が必要かなと思います。
議長	只今の説明について何か質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 続いて4番の説明をお願いします。
事務局	番号4について説明いたします。位置図は13頁をご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目は田ですが、現況地目は畑になっています。登記面積は756平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん48歳、不動産業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん64歳、建設業の方です。転用の目的は宅地分譲で、施設の概要は2区画の宅地分譲で面積は270.50平米と485.50平米になっています。農地区分は3種農地で、周囲の状況ですが東は雑種地、西は宅地、南は道路、北は宅地と雑種地になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。番号4の説明は以上です。
議長	ここで担当委員より説明をお願いします。
1番委員	ここはアパートを建てる計画と聞いています。排水についてですが申請地の北の方に排水路を作ると聞いております。
事務局	ここは2区画に分譲するそうですが排水については先ほど〇〇委員さんが言われた通り、北側にある〇〇〇〇の右側を通す予定となっております。その土地を利用する分の排水承諾書もいただいております。
議長	只今の説明について何か質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として取り扱います。 続いて5番の説明をお願いします。
事務局	番号5について説明いたします。位置図は14頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に畑になっています。登記面積は507平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇代表取締役の〇〇〇〇さん不動産業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん76歳、無職の方です。転用の目的は建売分譲住宅で、施設の概要は建売分譲住宅、面積253.50平米2区画の計画となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は宅地、西は道路と畑、南と北は道路になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。道路法第24条工事が申請されています。番号4の説明は以上です。
議長	ここで担当委員より説明をお願いします。
4番委員	排水については〇〇山道路の側溝に流すそうです。また、道路並みの造成を行う計画になっています。
議長	只今の説明について何か質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 続いて6番の説明をお願いします。
事務局	番号6について説明いたします。位置図は15頁をご覧ください。この案件は議案第29号の4条にも関連しています。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に畑になっています。登記面積は222平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん71歳、自営業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん72歳、無職の方です。お二人は親戚とのことです。転用の目的は駐車場及び家庭菜園で、施設の概要は3台分の駐車場38平米と家庭菜園64平米、通路その他120平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが東は道路、西と南は宅地、北は宅地と道路になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件は

	なしとなっています。〇〇〇〇さんはこれまで駐車を〇〇〇〇さんの敷地を利用してきました。今回申請地を新たに駐車場や家庭菜園として利用する計画をされての申請です。なお、進入路は家の南側、位置図では小屋が建っている土地を利用されるそうです。番号6の説明は以上です。
議長	ここで担当委員より説明をお願いします。
4番委員	〇〇〇〇さんの倉庫と〇〇〇〇さんの家の間に通路がありますが、現在そこを〇〇〇〇さん宅と〇〇〇〇さん宅が共同利用されています。しかし、そこは元々畑となっていて許可を得ずに潰して通路として利用されていました。今年の2月ごろ〇〇〇〇さんが亡くなられていて、今回奥さんの方が〇〇〇〇さんと話をされて2人で使っていた分の農地の整理をされるそうです。
議長	只今の説明について何か質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 続いて議案第29号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の9頁をご覧ください。位置図は15頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は48平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん72歳、無職の方です。農地区分は2種農地です。転用の目的は進入路となっています。〇〇〇番地の宅地42.29平米を同時利用されて市道からの進入路を確保される計画となっています。この部分は位置図では道となっている部分です。周囲の状況ですが、東は道路、西は畑、南は道路と宅地、北は道路となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件は無しとなっていますが、始末書を提出して頂いています。番号1の説明は以上です。
議長	ここで始末書の読み上げをお願いします。
事務局	(始末書読み上げ)
議長	只今の説明について何か質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 続いて議案第30号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について事務局より説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の10頁をお開きください。1番について説明いたします。位置図は16頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目及び現況地目は共に畑となっています。登記面積は2,123平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん67歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇〇〇区の〇〇〇〇さん77歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と耕作不便となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。番号1の説明は以上です。
議長	只今の説明について何か質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 続いて2番について説明をお願いします。
事務局	位置図は17頁をご覧ください。2番について説明いたします。土地の所在は大字

	<p>〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目及び現況地目は共に田となっております。登記面積は2,369平米となっております。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん28歳、農業兼会社員の方です。譲渡人は〇〇市〇〇町の〇〇〇〇さん65歳、農業の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と小作地の売買となっております。農地法第3条の現地確認調書につきましては、会長と〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってまいりまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。番号2の説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の説明について何か質問はありませんか。 1番と2番は反当りいくらで売買されていますか。</p>
事務局	<p>1番が反当り〇〇万〇千円で、2番が反当り〇〇万になります。</p>
議長	<p>他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成として取り扱います。 続いて議案第31号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次に議案第31号について説明いたします。総会議案・説明資料は11頁から17頁までとなります。この案件につきましては1議案の49件でありまして、29番から48番は農地中間管理機構との貸借となる案件です。利用権設定されている案件が28件です。そのうち再設定(更新)が15件で、新規が13件です。利用権を設定されている28件のうち、使用貸借権が2件で、賃貸借権が26件です。賃貸借権26件のうち、現金扱いが10件で、物納扱いが16件です。契約期間については、10年が8件、7年が2件、5年が15件、3年が3件となっております。それから本日追加議案で49番があつて追加されています。これは10月の総会案件で売り手から公社への所有権移転がかけられていましたが、今回は公社から買い手へ所有権が移ります。ここで使用貸借権が設定されている案件について若干説明します。21番は中山間地域の狭小なミカン畑であり、借受者が隣地にミカンを作られているので頼まれたようです。22番はこれまで使用貸借で契約されていた分の更新です。農地中間管理機構との貸借となる案件は20件で、全て賃貸借権が設定されています。賃貸借の内容ですが、現金扱いの場合は反当り8千円です。物納の場合は反当り35～40kgとなっております。なお、契約期間は10年が2件で、4年11ヶ月が18件となっております。議案第31号の説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の説明について何か質問はありませんか。</p>
9番委員	<p>12.13番についてですが、借り手の方が82歳となつていて5年間の更新となっておりますが、耕作はされるのですか。</p>
事務局	<p>借り手の〇〇〇〇さんはまだ元気に農業をされています。また、今後息子さんの方が農業の跡継ぎをされるとのことなので大丈夫と思われれます。</p>
議長	<p>他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成として取り扱います。 以上を持ちまして、本日提出された議題審議を終わります。</p>
	<p>(午後4時10分終了)</p>

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

令和元年 11月1日

鹿島市農業委員会

会 長

Ⓜ

4番委員

Ⓜ

10番委員

Ⓜ

事務局長

Ⓜ